

I 平成26年度事業報告（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（第4事業年度）

【概 況】

平成26年度事業計画においては、次の3点を「基本方針」として掲げ、援護基金の年間活動の指針とした。

- ① 帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図る
- ② 前年に引き続き、情報の管理体制強化を進める
- ③ 前年に引き続き、財政均衡に努める

（1）事業実施面

上記①に関する当初の方針は、帰国者を取り巻く状況変化に対応して援護基金の事業の見直しが必要となっていたことから、平成26年度から新規事業の立ち上げと従来事業の調整に着手するというものであり、具体的には、次の事項に重点を置くというものであった。

- a) 老後事業を拡充し、都内において訪問介護事業を開業する。
- b) 従来事業のうち、縮小、廃止、転換等の調整を要するものについて、平成26年度から概ね3年間で段取りをもって作業を進め調整を完了する。

a) については、平成27年1月に東京都の指定を受け、翌2月から「訪問介護ステーション寿星」を開業した。

なお、開設準備の作業に入るに先立って、定款の変更を行った（26年3月10日の第6回臨時評議員会において、定款第4条（事業）に新規事業「介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業」を加える変更を決議）。また、この事業を長期的に継続、発展させていくために不可欠となるのは「指定寄付金運用益の用途の拡大」であるが、これについては、昨年1月から内閣府、厚労省に対して、財務省に用途拡大を働きかけるよう申し入れてきたが、1年以上経過してようやく厚労省が財務省に検討を申し入れることとなった。現在まだ結論は出ていないが、用途拡大の方向に進んでいると考えている。

b) については、特に調整を要するものとして、団体助成事業、就学援助事業、定促センター運営事業（ともに縮小または廃止）、介護資格取得支援事業、老後支援事業（ともに拡充）、相談事業（転換）などを特定し、平成26年度よりその方向に向けての措置をとった。その他事業の多くは、実勢に応じて事業規模を縮小しつつも当面は事業を継続すべきものとした。

上記②については、すでに保有している情報のメンテナンスを行い、さらに介護職に関係のある帰国者情報等を収集して、安全かつ有効に情報を活用できる情報の管理運用

体制作りを引き続き進めた。

（２）財政面

上記③、援護基金の財政は、平成 25 年度には、長引いた円高不況による寄付金収入減と資産運用収益減の大変厳しい状況から脱し改善を見たが、平成 26 年度は寄付金収入減はあったものの資産運用益の面では好調で、全体としてさらに改善されたと言える。

寄付金収入面では、団体・企業・個人から寄せられた一般寄付金が援護基金創設以来初めて 500 万円を割り込む結果（420 万円余り。昨年度 790 万円余り）となった。孤児問題の風化がさらに進み、一般の耳目を集める出来事がなかったことによる結果と考えざるをえない。

他方、運用収入の面では、平成 26 年 10 月末の日銀の追加金融緩和策により円安が加速したことにより、基本財産 13 億円の運用益は 6.7%、8,700 万円余、特定資産や流動資産の手持ち債権の運用益も 6.5%、1,100 万円余、合計 9,880 万円となった。これは前年度の運用収入総額 5,000 万円余のほぼ倍に当たる。

円レートに連動して金利が決まる債券は長らく円高のためにほとんど金利ゼロの塩漬け状態になっていたが、これらが円安により一斉に息を吹き返したことによるが、同時に、一定利率以上になると、発行体による債券の償還を招くことになる。12 月～3 月には約半数の 6 億円余りが償還されることとなり、後継債券への買い換えに追われた。

債券の買い換えにおいては、一定以上の金利を出すには外国債に頼らざるを得ない（国債、国内債では金利が低すぎて事務所家賃にも足りない）が、一方では流動性リスク及び為替差損により購入してすぐに評価損が生じることになり、これが 26 年度末（3 月 31 日）時点で合計約 5,000 万円となった。

（補足説明）

流動性リスクについては、信用格付 AAA の国際開発金融銀行発行によるもののみを選別しているため満期まで保有すれば全額償還が保証されているため、元本の戻りに不安はない。為替差損については決算時点においてたまたま外貨安に大きく振れたため額が大きくなった面があり、直近のレートで見れば為替差損分は半減する。

支出面においては、平成 24 年度から職員、常勤役員、臨時職員等の給与を一律 2%ベースダウンしていたものを、平成 26 年度には元のベースに戻す改正を行ったが、実情に合わせた事業の規模縮小のほか、事務経費の節約等を通じ支出を極力抑えることに努めた。

これらにより、予算案審議時にあらかじめご承認いただいた事業安定化準備資産の取り崩し（公益目的事業会計の「共通」で最大 1 千万円、公益目的事業会計の「公 1・扶養費」及び「公 2・就学援助」で最大 1 千万円、合計最大 2 千万円）は行わずに済ますことができた。

【各 事 業 結 果】

1. 公 1 : 中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する 支援事業（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）

（1）中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、前年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金している。

【平成 26 年度の結果】

対象者 4 人 送金額 7 1 7 , 9 8 4 円

【昭和 6 1 年 8 月 6 日 第 1 回送金以降の累計】

対象帰国孤児数	3, 0 9 7 人
総 額	8 7 1 , 9 5 6 , 5 0 2 円

（2）中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

ア 訪中座談会（戸別訪問型）

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図る。

平成 18 年度までは、中国残留邦人等に都市部に出てきてもらい集団で座談会を開催していたが、19 年度からは健康上の理由や遠隔地に居住しているため座談会会場に来ることが出来ない者について、中国残留邦人等宅に赴き直接話しをする形式をとっているが、新たに一時帰国に参加したり、祖国日本が自分のことを忘れていないと感謝されたりと非常に有意義であったので、今後も同様な形式で実施することとしている。

【平成 26 年度の結果】

訪中座談会を実施した。

日 程：7 月 28 日（月）～8 月 5 日（火）

派遣職員：3 名

実施地域：北京市、黒竜江省、遼寧省

対象者数：10名

【昭和60年開始以来の対象残留邦人累計】

919人

イ 中国関係者訪日協議

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、この問題に携わっている中国政府関係者を日本に招致し、日本に帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、また、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただく。また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進について願います。

【平成26年度の結果】

第3回集団一時帰国事業実施時に併せ、中国政府及び地方政府担当官の訪日協議を実施した。

日 程：12月4日～12月10日

訪 日 者：3名（中国政府外交部1名、黒竜江省公安厅2名）

(3) 中国残留邦人等の集団一時帰国（厚生労働省の委託事業、企画競争を通じて受託）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業を行っている。

【平成26年度の結果】

3回の集団一時帰国事業を実施した。

(第1回)

平成26年6月5日～6月16日 4世帯7人

(第2回)

平成26年9月16日～9月27日 16世帯31人

(第3回)

平成26年12月4日～12月15日 10世帯19人

【平成2年開始以来の一時帰国者累計】

2,207人（残留邦人1,254人 介護者953人）

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業

(国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業)

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

養父母お見舞い訪中援助事業は、高齢や健康上の理由等で来日できない養父母を、孤児が訪中して見舞うことを援助する事業（2回まで、但し危篤・葬儀参列訪中の場合は3回目も援助可）であるが、近年は帰国孤児の中にも高齢化により単独で訪中できない者が少なからずいることから、これらの者は同行する介護人1名の旅費の援助も必要に応じて行っている。

近年の状況は、次のとおりである。

- ① 訪中人員 帰国孤児10人程度（年間）
- ② 時 期 年度中随時
- ③ 旅 程 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

【平成26年度の結果】

3人の訪中を援助した。

【昭和62年開始以来の訪中援助者累計】	577人
---------------------	------

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

また、毎年、財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦しており、本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

【平成26年度の結果】

① 就学資金貸与

- ・ 貸与対象者（平成26年度は、新規と継続貸与を合わせ、18人）に送金を行った。

【参考1】貸与者総数（平成26年度）

区 分	平成26年度 新規貸与者数	継続貸与者数	平成26年度 貸与者総数
高 校	0	0	0
大 学	2	13	15
専 修 学 校	1	1	2
鍼 灸 学 校	0	1	1

日本語教育機関	0	0	0
計	3	15	18

【参考2】就学資金の種類及び貸与額

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内		—
奨 学 金	月額 4万円以内		月額 3万円以内	年額 55万円以内

【昭和 60 年以来の貸与者累計】

高 校	382人（平成22年度から中止）
専修学校等	160人
大学（短大を含む）	294人
日本語教育機関	9人（平成16年度より給付から貸与に移行）

② 岡村育英会

対象者（大学生7人、専門学校生1人）に平成26年度分の送金を行った。

（3）中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために、国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センター等の通学課程受講者及び中国帰国者定着促進センターが実施している日本語通信教育受講者のうち、国が支援対象としない者（中国残留孤児が帰国後において呼び寄せた二世及び三世）に対し教材費を援助する。

【平成26年度の結果】

1,540人の二世及び三世に対し、3,302,036円分の教材費を援助した。

（4）介護関連資格取得援助事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるようになるため、または就業上のキャリアアップを目的として、中国又は樺太帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、介護職員初任者研修のみならず介護福祉士や介護支援専門員な

ど、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部（援助割合 80%、上限 5 万円）を援助する。

【平成 26 年度の結果】

71 人の受講者に給付した。

【平成 15 年開始以来の援助者累計】

658 人

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国した中国残留邦人とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

【平成 26 年度の結果】

13 団体（うち 2 団体新規）に対して、3,323 千円を交付した。

【昭和 59 年開始以来の助成額累計】

250,990 千円

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、主に援護基金の実施している事業に関する相談に応じているが、中国帰国邦人等がかかえている生活上の諸問題に関する相談については、できるだけ支援・交流センターの相談窓口へ回すようにしている。

【平成 26 年度の結果】

定例相談（電話、メール等による相談、来訪者に対する相談対応）を行った。（月 2～3 件程度）

その他、平成 27 年度中に帰国者を対象とした無料職業紹介事業を実施できるようにするための準備作業を進めた。（平成 27 年 1 月 1 日付、厚生労働大臣許可 13-4-300083）

(7) 中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

公益法人又はNPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。

また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。これらの支援は、団体助成委員会で、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

【平成 26 年度の結果】

長野県飯田市のNPO法人「共に歩む会」に対し介護事業基盤整備費として100万円を、「中国語の医療ネットワーク」の運営する通所介護施設「デイサービス故郷」他3施設に対して介護団体支援金として25万円～35万円をそれぞれ交付した。

イ 要介護支援モデル研究

要介護の高齢帰国者に対する支援の方法やシステムの在り方について調査、検討、試行する。

【平成 26 年度の結果】

介護施設に入所している中国帰国者のもとに出向き、中国語による話し相手となることで、帰国者の孤独感の軽減や意欲の喚起を目的とした「語りかけ協力員」の派遣を実施した（3施設）。

ウ 訪問介護事業所開設準備

中国帰国者を対象に中国語による訪問介護サービスを提供する事業所の開設に向けて準備を重ね、平成27年1月26日に東京都より指定通知書を受け、平成27年2月1日に東京都中野区に「公益財団法人 中国残留孤児援護基金 訪問介護ステーション寿星」を開設、都内全域を対象に営業を開始した。

平成26年度末時点で2名の利用者（三鷹市在住）にサービスを提供中。

(8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当援護基金が日本財団からの助成を受けて日本司法支援センターに委託している。

【平成 26 年度の結果】

支援実績はなし。

(9) 普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの日本国民が75%を越えるなかで、中国帰国者が日本社会で温かく迎え入れてもらうためには、中国残留邦人のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発事業を行う。

平成26年度においては、翌年が戦後70周年に当たることから、この節目の年にあらためて中国残留邦人の問題に対する関心を喚起すべく記念行事を行うことを決め、早急に必要となる会場の確保等の作業を開始した。

機関紙については、中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄付者（法人を含む、以下同じ。）等に送付。「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄付者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載することとしている。

【平成26年度の結果】

- ・機関紙74号を9月1日に発行した。

(10) 中国帰国者定着促進センター運営事業（国の委託事業、公募により受託）

中国帰国者定着促進センター（所沢）の管理、運営（中国帰国者及びその家族に対する日本語教育、生活指導、就籍指導、就職指導、日本語能力の向上を図るための通信教育及び介護情報提供事業[※]）を実施している。

※介護情報提供事業は平成25年度に新たに加わった事業。

【平成26年度の結果】

① 受入

- ・第95期生の入所（8月19日-2月5日）1世帯4人（中国1-4）

② 通信教育

- ・38講座、受講生延べ3,649人

【定着促進センターの設置】

中国残留孤児が帰国し、日本社会に定着し自立するための基礎となる研修を行うことを目的として、昭和59年2月1日、国より「中国帰国孤児定着促進センター」が設置された。

永住帰国直後から4カ月間（平成16年度から6カ月間）、日本語教育、生活習慣の習得指導、就籍・就職指導を行っている。平成5年度より残留婦人や同伴する帰国者二世世帯も入所できるようにし、「中国帰国者定着促進センター」とした。平成6年5月に長野、山形分室を設置、山形分室は平成10年1

月閉所、長野分室は平成 13 年 11 月閉所。平成 10 年 10 月より樺太（サハリン）帰国者の受入も開始。

※平成 27 年 3 月 31 日までの修了者累計	1,950 世帯	7,085 人
内訳		
所 沢	1,801 世帯	6,641 人
長 野	99 世帯	327 人
山 形	50 世帯	117 人

(11) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（国の委託事業、公募により受託）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）の管理、運営（日本語学習支援事業、生活相談事業、地域支援事業、交流事業、普及啓発事業、情報提供事業、地域生活推進支援事業及び自立研修事業※）を実施している。

※自立研修事業は、平成 25 年度に新たに加わった事業であり、主に中国帰国者定着促進センターを修了した帰国後 1 年以内の帰国者を対象に、日本語教室、日本語再研修（5 年以内）、生活相談・指導を行うもの。このうち、日本語教室については、東京 YWCA に再委託。

【平成 26 年度の結果】

① 日本語教室、パソコン教室、交流事業、生活相談事業及び自立研修事業の実施 26 年度の通所者実績

	日本語学習支援	生活相談	交流	自立研修
人数・件数 〔 〕は延べ 人数	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 772 人 [5,933] ・パソコン教室 356 人 [2,506] ・スクーリング 94 人 [445] 	1,383 人	1,474 人 [7,794]	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室 57 人 [1,331] ・日本語再研修 20 人 [506] ・生活相談等 224 件

② 地域生活推進支援事業の実施

- ・帰国者支援団体との連携を通じた地域密着型支援の試み（継続型交流活動の実施、地域住民との交流を図るイベントの実施）
- ・支援・相談員、自立支援通訳等のための医療通訳研修会の開催
- ・支援・相談員、自立支援通訳等のための介護通訳講座の開催

③ 地域支援事業の実施

- ・地方自治体又は民間団体への側面支援
- ・「ボランティア研修会－in 長野」の開催
- ・「中国帰国者支援機関連絡会」の開催

- ・その他見学の受入、各種照会・相談への対応など

④情報提供事業、普及啓発事業の実施

- ・帰国者向け情報誌「天天好日」（年4回）の発行
- ・ホームページ（帰国者関連情報及び支援団体情報掲載）の運営
- ・普及啓発資料（パネル・DVD貸出、聞き書き集・DVD送付）の提供

【支援・交流センターの設置】

中国帰国者問題について、国民の関心と理解を促し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語の学習支援、相談事業、交流事業及び普及啓発事業などを中長期的に行うため、平成13年11月1日に「中国帰国者支援・交流センター」が設置された。

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（国の委託事業、公募により受託）

中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターに職業相談員を配置し、中国帰国孤児等に対して職業指導（職業訓練校、企業、ハローワークの見学、同行及び職業講話等）及び職業相談等を行っている。

【平成26年度の結果】

職業指導及び職業相談等の他、就職に対する心構えや労働市場の状況等を日本語と中国語の併記により説明した「就職ガイダンスブック」を作成し、各都道府県庁等へ発送した。

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめ、また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行っている。これらの教材等の出版物を必要とする帰国者や支援者等が容易に入手出来るように、定着促進センターや支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力している。

【平成26年度の結果】

販売実績：4,583冊 7,987千円